

## 仕様書

1. ①契約物件

所在地：大阪府和泉市伯太町六丁目1番20号

名称：和泉市立人権文化センター

②契約コード:

③業務委託料 月額 円

(但し 消費税及び地方消費税 金. 円を含む)

2. 使用回線及びシステム商品名

委託者の一般公衆回線(常時断線監視機能付)を使用するセコム TX

3. 受託者が受託する業務の種類

防犯サービス

火災監視サービス

設備監視サービス

設備制御サービス

各業務の業務提供条件は別紙による。

4. 防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日17:00~08:00 ただし、委託者の休日の防犯サービス提供時間は終日とする。

5. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、委託者受託者協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

## (火災監視サービス)

- 第1条 受託者は、終日、警報機器または委託者の機器によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。
- 第2条 受託者は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。
2. 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または受託者が防犯サービスをも受託している場合で、委託者により警報機器がセットされている状態（その他受託者において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、受託者は遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認められた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。
- 第3条 受託者は、委託者または受託者が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または委託者の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を受託者のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
2. 委託者は、受託者が業務提供における消防機関への通報にあわせて画像、音声等を消防機関に提供することがあることを了承する。
- 第4条 委託者が受託者に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって受託者の契約上の義務は終了するものとする。
2. 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、委託者は受託者および消防隊に対して、損害賠償請求を行わないものとする。
- 第5条 特定の防犯ブロックの解除操作により異常情報を送信しない設定をした場合、または警報機器もしくは委託者の機器に異常情報の送信に遅延時間を設定した場合、委託者はこれに起因して生じた損害については、受託者の責任を問わないものとする。
- 第6条 契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放させる設定をした場合、委託者は次の損害について受託者の責任を問わないものとする。
- ①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。  
②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。  
③委託者の機器の誤作動に起因して発生した損害。
- 第7条 委託者の機器または委託者が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「委託者の機器」という）が正常に作動しないために受託者の業務提供が混乱し、委託者の安全確保に支障があると受託者が判断した場合は、委託者は当該委託者の機器の改修、交換等受託者の要求に基づく処理を速やかに行い受託者に通知する。前記処置がなされるまでの間、受託者の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 委託者の機器が正常に作動しないために受託者が損害を被った場合、委託者は受託者の損害金を負担するものとする。
- 第8条 下記事項については、受託者の責任の対象外とする。
- ①受託者が委託者の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。  
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。  
③受託者の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、受託者の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。  
④本契約において、受託者の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。  
⑤委託者に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。
- なお、受託者の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、委託者の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第9条 受託者が業務を提供するために必要な権限は、委託者が受託者に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は受託者が有するものとする。

## (設備監視サービス)

第1条 受託者は、警報機器または委託者の機器によって感知される委託者の機器の異常を終日監視する。委託者の機器の種類・監視項目・異常発生時の対応タイプは、別途定める「設備情報一覧表」によるものとし、受託者は対応タイプ別に以下の処置を行うものとする。

①「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（通報）となっている委託者の機器に関しては以下のとおりとする。

受託者は、委託者の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく委託者の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報するものとする。委託者の緊急連絡先として指定されている方は、受託者より電話通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、委託者の責任において委託者の機器の修理、復旧等必要な処置をとり、復旧完了の事実を受託者のコントロールセンターに送信するものとする。受託者の契約上の義務は、委託者の緊急連絡先への前記に従った電話連絡をもって、完了する。なお、連絡不能の場合は、その時点をもって受託者の契約上の義務は終了するものとする。

②「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（対処、通報）となっている委託者の機器に関しては以下のとおりとする。

受託者は、委託者の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ異常内容の確認を行い必要と認めたときは遅滞なく委託者の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報する。委託者の緊急連絡先として指定されている方は、受託者より電話通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、委託者の責任において委託者の機器の修理、復旧等必要な処置をとるものとする。

③「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（対処、応急処置）となっている委託者の機器に関しては以下のとおりとする。

受託者は、委託者の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ異常内容の確認を行うものとする。その結果必要と認めたときは、可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに委託者の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡する。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については委託者が負担するものとする。

④受託者が本サービスに加えて保守点検サービスをも受託している場合で、保守対象機器に当該機器が含まれているときは、受託者は直ちに保守点検サービスに従って修理・交換等の適切な処置をとるものとする。

⑤受託者が保守点検サービスを受託していない場合、受託者の契約上の義務は、委託者の緊急連絡先への第②号、および第③号に従った電話連絡をもって完了するものとする。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって受託者の契約上の義務は終了するものとする。

⑥第②号、および第③号において、契約物件または付属施設内に有人と認められる場合に異常情報を受信したときは、受託者は遅滞なく委託者の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報するものとし、委託者により復旧完了がなされたことを確認できたときは、受託者は緊急要員を出勤させないことができるものとする。

第2条 受託者は、委託者または受託者が所有する画像伝送システムを委託者がエレベーター非常通報装置を操作したときに、画像、音声等を受託者のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。

2. 委託者は、受託者が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。

第3条 特定の防犯ブロックの解除操作により異常情報を送信しない設定をした場合、または警報機器もしくは委託者の機器に異常情報の送信に遅延時間を設定した場合、委託者はこれに起因して生じた損害については、受託者の責任を問わないものとする。

第4条 委託者の機器が製造、生産、加工、情報（データ）の管理を目的とする設備である場合、または養殖、栽培を目的とする設備である場合、あるいは人命にかかわる設備である場合、受託者は本サービス提供に関し、委託者が被った損害については責任を負わないものとする。

第5条 委託者の機器または委託者が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「委託者の機器」という）が正常に作動しないために受託者の業務提供が混乱し、委託者の安全確保に支障があると受託者が判断した場合は、委託者は当該委託者の機器の改修、交換等受託者の要求に基づく処理を速やかに行い受託者に通知する。前記処置がなされるまでの間、受託者の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。

2. 委託者の機器が正常に作動しないために受託者が損害を被った場合、委託者は受託者の損害金を負担するものとする。

第6条 下記事項については、受託者の責任の対象外とする。

①受託者が委託者の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。

②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。

③受託者の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、受託者の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。

④本契約において、受託者の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。

なお、受託者の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、委託者の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。

第7条 受託者が業務を提供するために必要な権限は、委託者が受託者に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は受託者が有するものとする。

## (設備制御サービス)

- 第1条 受託者は、委託者の機器について、運転の起動・停止、設定変更または警報機器のセット・解除操作もしくは異常感知に連動させる業務を行う。対象となる委託者の機器の種類、制御項目および制御条件等は「セキュリティプランニング」「設備情報一覧表」「設備制御一覧表」によるものとする。
- 第2条 受託者がそのコントロールセンターで委託者の機器の動作確認を行う場合は、以下の業務を併せて行うものとする。  
受託者は、委託者の機器の動作に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ異常内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは、速やかに委託者の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で異常事態発生を通報する。委託者の緊急連絡先として指定されている方は、受託者より電話通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、委託者の機器の修理・交換等必要な処置をとるものとする。
- 第3条 前条に関し、受託者が本サービスに加えて保守点検サービスをも受託している場合で、保守対象機器に当該機器が含まれているときは、受託者は直ちに保守点検サービスに従って修理・交換等の適切な処置をとるものとする。  
受託者が保守点検サービスを受託していない場合、受託者の契約上の義務は、委託者の緊急連絡先への前条に従った電話連絡をもって完了するものとする。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって受託者の契約上の義務は終了するものとする。
- 第4条 委託者の機器が正常に作動しないために受託者の業務提供に支障があると受託者が判断した場合は、委託者は当該委託者の機器の改修、交換等受託者の要求に基づく処理を速やかに行い受託者に通知する。前記処置がなされるまでの間、受託者の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 委託者の機器が正常に作動しないために受託者が損害を被った場合、委託者は受託者の損害金を負担するものとする。
- 第5条 委託者は制御の対象となる委託者の機器の変更（設定変更およびスケジュール変更を含む）を行う場合、原則として変更を行う15日前までに文書をもって受託者に通知するものとする。
- 第6条 下記事項については、受託者の責任の対象外とする。  
①受託者が委託者の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。  
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。  
③受託者の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、受託者の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。  
④本契約において、受託者の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。  
⑤第5条の変更の通知がなされなかったために生じた損害。  
なお、受託者の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、委託者の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第7条 受託者が業務を提供するために必要な権限は、委託者が受託者に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は受託者が有するものとする。

## 【特約事項】

契約物件にガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備（以下「当該設備」という）が設置されている場合は次のとおりとする。

- ①受託者は、当該設備の作動または異臭発生その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関および委託者の緊急連絡先に電話で通報するものとし、その後の異常の有無の確認は行わないものとする。また、警報機器の操作、当該設備の操作（起動操作を含む）および鍵の解錠等行わないものとする。
- ②受託者は、当該設備の異常情報の単独監視を行う場合において、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約物件に電話連絡し、異常事態発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し、同時に緊急要員を契約物件に急行させるものとする。この場合、①が適用されるものとする。
- ③前号において電話連絡するも連絡不能の場合、または受託者が防犯サービスをも受託している場合で、委託者により警報機器がセットされている状態（その他受託者において無人時と扱うことができる状態）において当該設備の異常情報を受信したときは、受託者は直ちに緊急要員を契約物件に急行させるものとする。この場合、①が適用されるものとする。
- ④①②③において、受託者は緊急要員に次の措置をとらせるものとする。
  - ア． 出動した消防機関に対する契約物件の最終出入口までの誘導
  - イ． 第三者の契約物件への入場の制止
  - ウ． 可能な限りの初期消火

## 協 定 事 項

### (緊急連絡先)

- 第1条 本契約において、委託者は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
2. 委託者は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書をもって受託者に通知するものとする。
  3. 受託者は本契約の業務提供に際し、必要と認めたときは定められた順位に従って、委託者のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡するものとする。

### (鍵、操作カード)

- 第2条 委託者は本契約の目的遂行のため、受託者の要求する数の鍵を委託者の費用負担で複製し、受託者に預託し、受託者は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理するものとする。
2. 委託者は警報機器操作のため、受託者より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとする。追加・再発行（新品不良は除く）にかかる費用は委託者が負担する。
  3. 警報機器のセット・解除操作にかかわる登録、設定変更、削除等を委託者が行う場合、委託者は責任をもってその管理を行うものとし、これがなされないことに起因して生じた損害については、受託者は責任を負わないものとする。

### (通信回線、その他の費用)

- 第3条 受託者の業務提供に際し必要な通信料金（警報機器の信号送出にかかる通信料金を含む）、電気料金は委託者が負担するものとする。
2. 受託者の業務提供が受託者名義の回線を使用して行われる場合、委託者は受託者の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できないものとする。
  3. 委託者は、警報機器が信号送出する際、委託者が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害については受託者に責任がないことを確認するものとする。
  4. 無線通信アダプターは電波を発信するため、ペースメーカーを含む一部の医療機器に影響を及ぼす可能性がある。

### (契約物件の変更)

- 第4条 委託者は、受託者から契約物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとする。
2. 委託者は、下記事項を了承する。
    - ①委託者の都合による契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更（委託者の機器、通信回線の変更を含む）を行う場合、原則として変更を行う15日前までに文書をもって受託者に通知するものとする。
    - ②契約物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他委託者において契約物件の安全に関係あると認められる場合は、受託者に通知するものとする。
  3. 下記についての費用は委託者が負担するものとする。
    - ①第1項の改善に要する費用。
    - ②第2項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置にかかる費用。
  4. 委託者が第1項の処置をとらなかつたために生じた損害、および第2項の通知をしなかつたために生じた損害については、受託者は責任を負わないものとする。

### (特約)

- 第5条 本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されるものとする。

#### 【鍵の預託を受けない場合の特約】

- ①受託者は、委託者から契約物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約物件に入場する必要が発生したときは、事前に委託者の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約物件の点検を行う。この取り決めにより契約物件への入場が遅れたために生じた損害については受託者は責任を負わないものとする。尚、受託者の契約物件到着後、20分を経過しても委託者の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、受託者の契約上の義務は終了するものとする。警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、受託者は責任を負わないものとする。
- ②委託者が受託者に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって受託者の契約上の義務は終了するものとする。

#### 【危険エリアまたは受託者が単独点検しないエリアに関する特約】

受託者が契約物件に緊急要員を出動させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および委託者より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア、ならびに委託者との合意に基づく受託者が単独点検しないエリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認められた場合の措置は次のとおりとする。

- ①受託者は当該エリアの点検が必要と認めるときは、遅滞なく委託者の緊急連絡先に電話で通報するものとする。
- ②委託者の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約物件におもむき、受託者の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行うものとする。
- ③受託者は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出動を要請する等必要な処置をとるものとする。
- ④受託者の①による電話通報後、20分を経過しても委託者の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、または連絡不能の場合は、受託者の契約上の義務は終了するものとする。警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、受託者は責任を負わないものとする。
- ⑤委託者は受託者による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会うものとする。

#### 【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放

させる設定をした場合、委託者は次の損害について受託者の責任を問わないものとする。

- ①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
- ②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
- ③委託者の機器の誤作動に起因して発生した損害。

**【画像、音声等を使用して業務を提供する場合の特約】**

- ①委託者または受託者が所有する監視カメラ、音声収集装置および画像センサーなど画像、音声等を送信するもの（以下総称して「画像伝送システム」という）を、業務を提供する際に併せて使用する場合、受託者は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認めるときは、所定の業務を提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行う。この場合、委託者は違法行為者が委託者等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承するものとする。
- ②画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、委託者は予め了承するものとする。
- ③受託者は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出動させないことができるものとする。
- ④受託者は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行うものとする。委託者は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに受託者に通知するものとする。
- ⑤受託者は前号において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認めるときは修理または交換の処置をとるものとする。この場合、委託者が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて委託者が負担するものとする。
- ⑥画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、受託者の責任によらない事由で受託者がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については受託者はその責任を負わないものとする。
- ⑦画像伝送システムの画像監視エリア外については、画像伝送システムを使用しての業務提供は行わないものとする。また受託者の責任によらない事由による通信回線・通信設備の不具合（画像、音声等を送信するのに十分な空き帯域が確保されていない場合、および無線通信ができない場合を含む）により、画像、音声等が送信されない、または画質、音質等が低下し画像、音声等の確認ができないときは、画像、音声等を使用しての業務（フォギーユニットを設置している場合はその作動を含む）の提供は停止されるものとする。これらにより発生または拡大した被害については、受託者はその責任を負わないものとする。
- ⑧委託者は、受託者が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。

**【プライバシーに関する特約】**

委託者および契約物件利用者の個人に関する、または委託者および契約物件利用者の機密に関する画像、音声等の情報を、委託者が受託者に提供した場合（委託者の同意のもと受託者が入手した場合を含む）または委託者が閲覧、聴取等した場合、委託者は、当該個人または機密情報保有者から受託者に対して何らかの申し入れ・苦情があったとしても、自己の責任で処理し、受託者に迷惑をかけないものとする。

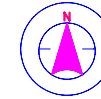
**（その他の事項）**

第6条 委託者は、下記事項を了承するものとする。

- ①委託者は、停電、通信回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他受託者の業務提供に関係あると委託者において認められる事項を、その都度遅滞なく受託者に通知するものとする。
- ②委託者は、その管理下にある者（委託者が入場を認めた方および契約物件入居者を含む）による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて委託者の責任で処理するものとする。
- ③委託者は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、受託者に電話連絡するものとする。
- ④委託者は、警報機器をセットする場合は、契約物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。
- ⑤受託者が契約物件の火災監視を受託者と第三者との警備契約に基づき行う場合は、委託者は、受託者が受託者と第三者との間の火災監視業務に関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約物件に入場することをあらかじめ認めるものとする。
- ⑥ガラスセンサーを設置する場合は、委託者の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に受託者は撤去しないものとする。（受託者は所有権を放棄する）ガラスセンサーを委託者の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について受託者は責任を負わないものとする。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、委託者は受託者に連絡するものとする。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても受託者は責任を負わないものとする。

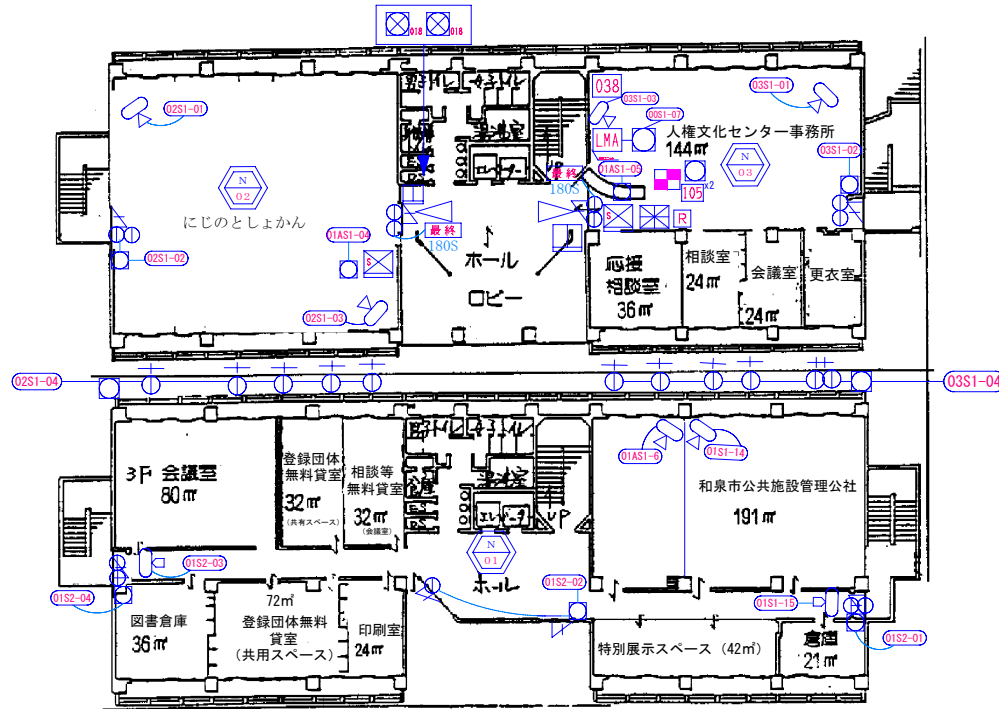






2F

3F



SECURITY PLANNING

ブロック No.	エリア No.	LAN 系統	センサーアドレス (C S I)	回路区分	回路名称
02				—	最終
	S1	01	03	—	最終
		02		L1	階段扉
		04		L2	南側窓
03				—	最終
	S1	01	03	—	最終
		02		L1	階段扉
		04		L2	南側窓
		05			総合警報盤
		06			停電異常

年月日・内容  
 変更  
 更

図名 2F～3F			
図番 N8667602	作成者 岩佐	検図者 長束	作成年月日 2024.10.30
セコム株式会社			シート 2/6

備考

782 蓄積型自火報警結線

